

区分		種目	難病者（児）	障害者	障害児	性能	耐用年数
				障害及び程度	障害及び程度		上限額
介護・訓練支援用具	給付	特殊寝台	医師が必要と認めたもの	原則 1 8 歳以上の下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者	—	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年 1 5 4, 0 0 0 円
	給付	特殊マット	医師が必要と認めたもの	下肢又は体幹機能障害 1 級（常時介護を要する者に限る。）	下肢又は体幹機能障害 2 級以上。原則として 3 歳以上のもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5 年 1 9, 6 0 0 円
	給付	特殊尿器	医師が必要と認めたもの	下肢又は体幹機能障害 1 級（常時介護を要する者に限る。）	下肢又は体幹機能障害 1 級で、常時介護を要するもの。原則として学齢児以上のもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年 6 7, 0 0 0 円
	給付	入浴担架	—	下肢又は体幹機能障害 2 級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	下肢又は体幹機能障害 2 級以上であって、入浴に介護を要するもの。原則として 3 歳以上のもの	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5 年 8 2, 4 0 0 円
	給付	体位変換器	医師が必要と認めたもの	下肢又は体幹機能障害 2 級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	下肢又は体幹機能障害 2 級以上（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するものに限る。）原則として学齢児以上のもの	介助者が障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5 年 1 5, 0 0 0 円
	給付	移動用リフト	医師が必要と認めたもの	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者。	下肢又は体幹機能障害 2 級以上のもの。原則 3 歳以上のもの	介護者が重度身体障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4 年 1 5 9, 0 0 0 円
	給付	訓練いす	—	—	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、原則として 3 歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5 年 3 3, 1 0 0 円
	給付	訓練用ベッド	医師が必要と認めたもの	—	下肢又は体幹機能障害 2 級以上であるもの。原則として学齢児以上 1 8 歳未満のもの。	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8 年 1 5 4, 0 0 0 円

自立生活支援 用具	給付	入浴補助用具	医師が必要と 認めたもの	下肢又は体幹機能障害者 であって、入浴に介助を 必要とする者	下肢又は体幹機能障害児で あって、入浴に介助を要す るもの。原則として3歳以 上のもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への 入水等を補助でき、障害者（児）又は 介助者が容易に使用し得るもの。ただ し、設置に当たり住宅改修を伴うもの を除く。	8年 90,000円
	給付	便器	医師が必要と 認めたもの	下肢又は体幹機能障害2 級以上の者	下肢又は体幹機能障害2級 以上であるもの。原則とし て学齢児以上のもの。	障害者（児）が容易に使用し得るもの （手すりをつけることができる。）。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴 うものを除く。	8年 本体のみ4,450円 手すり5,400円
	給付	頭部保護帽	医師が必要と 認めたもの	下肢機能障害、体幹機能 障害、平衡機能障害によ り起立・歩行時に頻繁に 転倒する者	下肢機能障害、体幹機能障 害、平衡機能障害により起 立・歩行時に頻繁に転倒す るもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの ①スポンジ、革を主材料に製作（レ ディーメイド） ②スポンジ、革を主材料に製作（オー ダーメイド） ③スポンジ、革、プラスチックを主材 料に製作（レディーメイド） ④スポンジ、革、プラスチックを主材 料に製作（オーダーメイド）	3年 ①12,160円 ②15,200円 ③29,400円 ④36,750円
	給付	歩行補助つえ	—	下肢機能障害、体幹機能 障害、平衡機能障害によ り歩行障害があり、支持 が必要な者	下肢機能障害、体幹機能障 害、平衡機能障害により歩 行障害があり、支持が必要 な児童	歩行補助つえの使用により歩行機能が 補完される者（児）	3年 木材2,310円 軽金属3,150円
	給付	移動・移乗支援用具	—	平衡機能又は下肢若しく は体幹機能に障害を有 し、家庭内の移動等にお いて介助を必要とする者	平衡機能又は下肢若しくは 体幹機能障害を有し、家庭 内の移動等において介助を 必要とするもの。原則とし て3歳以上のもの	おおむね次のような性能を有する手す り、スロープ等であること。 ア 障害者（児）の身体機能の状態を 十分踏まえたものであって、必要な強 度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補 助、移乗動作の補助、段差解消等の用 具とする。ただし、設置に当たり住宅 改修を伴うものを除く。	8年 60,000円
	給付	特殊便器	医師が必要と 認めたもの	上肢障害2級以上	上肢障害が2級以上である もの。原則として学齢児以 上のもの	足踏ペダルにて温水温風を出し得るも の。ただし、取替えに当たり住宅改修 を伴うものを除く。	8年 151,200円
	給付	火災警報器	—	障害等級2級以上（火災 発生の感知及び避難が著 しく困難な障害者のみの 世帯及びこれに準ずる世 帯）	身体障害の障害の程度が2 級以上であるもの。また、 火災発生の感知及び避難が 著しく困難なもの（当該者 の世帯が単身世帯及びこれ に準ずる世帯である場合に 限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、 音又は光を発し屋外にも警報ブザーで 知らせ得るもの	8年 15,500円
	給付	自動消火器	医師が必要と 認めたもの	障害等級2級以上（火災 発生の感知及び避難が著 しく困難な障害者のみの 世帯及びこれに準ずる世 帯）	身体障害の障害の程度が2 級以上であるもの。また、 火災発生の感知及び避難が 著しく困難なもの（当該者 の世帯が単身世帯及びこれ に準ずる世帯である場合に 限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自 動的に消火液を噴射し、初期火災を消 火し得るもの	8年 28,700円
	給付	電磁調理器	—	視覚障害2級以上（盲人 のみの世帯及びこれに準 ずる世帯）	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年 41,000円
	給付	歩行時間延長信号機用小型 送信機	—	視覚障害2級以上	視覚障害2級以上であって 原則として学齢児以上のも の	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年 7,000円
	給付	聴覚障害者屋内信号装置	—	聴覚障害2級（聴覚障害 者のみの世帯及びこれに 準ずる世帯で日常生活上 必要と認められる世帯）	—	音、音声等を視覚、触覚等により知覚 できるもの	10年 87,400円
	給付	地震感知安全装置	—	身体障害者手帳を所持す る視覚障害者及び身体障 害者手帳を所持する重度 （障害程度が1級又は2 級）の肢体不自由者	—	地震等による揺れを感知し、ガスコン ロの火を自動的に消火するもの	5年 18,900円

在宅療養等支援用具	給付	透析液加温器	—	腎臓機能障害３級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	腎臓機能障害３級以上のもの。原則として３歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年 ５１，５００円
	給付	ネブライザー	医師が必要と認めたもの	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害児であって、必要と認められるもの。原則として学齢児以上のもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの	５年 ３６，０００円
	給付	電気式たん吸引器	医師が必要と認めたもの	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害児であって、必要と認められるもの。原則として学齢児以上のもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの	５年 ５６，４００円
	給付	酸素ボンベ運搬車	—	医療保険における在宅酸素療法を行う者	—	障害者が容易に使用し得るもの	１０年 １７，０００円
	給付	盲人用体温計（音声式）	—	視覚障害２級以上	視覚障害２級以上のもの。原則として学齢児以上のもの	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	５年 ９，０００円
	給付	盲人用体重計	—	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	５年 １８，０００円
	給付	パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）	人工呼吸器装着者であって、難病患者等であるものうち医師が必要と認めたもの	人工呼吸器装着者であって、呼吸器機能障害３級以上の者若しくは同程度の身体障害者のうち医師が必要と認めた者	人工呼吸器装着児であって、呼吸器機能障害３級以上のもの若しくは同程度の身体障害児のうち医師が必要と認めたもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの	５年 １５７，５００円
	給付	人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー	難病患者（児）で、在宅で人工呼吸器を装着している者（児）	身体障害者で、在宅で人工呼吸器を装着している者	身体障害児で、在宅で人工呼吸器を装着している児童	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの（充電器及びインバータを含む。）給付は、自家発電機又は外部バッテリーのいずれか１種目とする	５年 １２１，０００円
情報・意思疎通支援用具	給付	携帯用会話補助装置	—	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由児であって、発声・発語に著しい障害を有するもの。原則として学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	５年 ９８，８００円
	給付	情報通信支援用具	—	視覚障害２級以上又は上肢障害２級以上の身体障害者	視覚障害２級以上又は上肢障害２級以上の身体障害児。原則学齢児以上のもの	在宅でパソコンを使用する場合に必要な周辺機器やソフト等（パソコン本体は給付対象外）	５年 １００，０００円
	給付	点字ディスプレイ	—	原則１８歳以上で、視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）の身体障害者であって、必要と認められる者	—	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	６年 ３８３，５００円
	給付	点字器	—	視力障害２級以上の者	視力障害２級以上のもの。原則学齢児以上のもの	点筆を含み、点字を紙に刻むことができるもの ①標準型Ａ：３２マス１８行両面書真鍮板製 ②標準型Ｂ：３２マス１８行両面書プラスチック製 ③携帯用Ａ：３２マス４行片面書アルミニウム製 ④携帯用Ｂ：３２マス１２行プラスチック製	①７年１０，７１２円 ②７年６，７９８円 ③５年７，４１６円 ④５年１，６９９円
	給付	点字タイプライター	—	視覚障害２級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者。）	視覚障害２級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるもの。）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	５年 ６３，１００円
	給付	視覚障害者用ボータブルレコーダー	—	視覚障害２級以上の者	視覚障害２級以上のもの。原則として学齢児以上のもの	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。又は、②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	６年 録音再生機 ８５，０００円 再生専用機 ３５，０００円
	給付	視覚障害者用活字文書読上げ装置	—	視覚障害２級以上者	視覚障害２級以上のもの。原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	６年 ９９，８００円
	給付	視覚障害者用拡大読書器	—	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	視覚障害児であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに写し出せるもの	８年 １９８，０００円

情報・意思疎通支援用具	給付	盲人用時計	—	視覚障害２級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年 触読 10,300円 音声式 13,300円
	給付	聴覚障害者用通信装置	—	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用できるもの	5年 71,000円
	給付	聴覚障害者用情報受信装置	—	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向けの緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年 88,900円
	給付	人工喉頭	—	音声・言語機能障害者で咽頭摘出者の者	音声・言語機能障害者で咽頭摘出者のもの	笛式の場合は、呼吸によりゴム等膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き、構音化するもの 電動式の場合は、顎下部等に於て電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式4年 5,000円 電動式5年 72,203円
	貸与	福祉電話	—	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として２級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	障害者が容易に使用し得るもの	—
	貸与	ファックス	—	聴覚又は、音声若しくは言語機能障害３級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（電話（難聴者用電話を含む。））によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	—	障害者が容易に使用し得るもの	—
	共同利用	視覚障害者用ワードプロセッサ	—	視覚障害者	視覚障害児であって、原則として学齢児以上のもの	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	—
	給付	点字図書	—	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児	点字により作成された図書	—
	給付	視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ	—	視覚障害２級以上の者	視覚障害２級以上のもの、原則学齢児以上のもの	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年 29,000円

排泄管理支援用具	給付	ストマ用装具	—	膀胱機能障害、直腸機能障害によりストマを増設した者	膀胱機能障害、直腸機能障害によりストマを増設した児童	人工肛門のストマを造設した者（児）が蓄便袋の対象となり、尿路変更のストマを造設した者（児）が蓄尿袋の対象となる。また、ストマ周辺の皮膚の著しいびらん、あるいはストマの変形のある者（児）や二分脊椎の者に対しては、ストマ用装具の代替品として紙おむつ等を交付することがある。	— 蓄尿袋 月額11,639円 蓄便袋 月額8,858円
	給付	紙おむつ等	—	二分脊椎による排尿機能障害者・脳原性運動機能障害者でトイレでの排泄が困難で便意尿意の伝達が不可能なもの、又は療育手帳A判定でトイレでの排泄が困難で便意尿意の伝達が不可能な者。 ストマの著しい変形、若しくはスーマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストマ装具を装着できない者。 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者	二分脊椎による排尿機能障害児・脳原性運動機能障害児でトイレでの排泄が困難で便意尿意の伝達が不可能なもの、又は療育手帳A判定でトイレでの排泄が困難で便意尿意の伝達が不可能なもの、ストマの著しい変形、若しくはスーマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストマ装具を装着できないもの。 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のあるもの 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの	紙おむつ、尿パット	— 月額12,000円
	給付	収尿器	—	排尿のコントロールが困難な膀胱機能障害者で、尿意が無いなどのため、収尿の必要がある者	排尿のコントロールが困難な膀胱機能障害児で、尿意が無いなどのため、収尿の必要があるもの	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置が付属しているもの ①男性用普通型（ラテックス製又はゴム製） ②男性用簡易型（ラテックス製又はゴム製） ③女性用普通型（耐久性ゴム製採尿袋を有するもの） ④女性用簡易型（ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付）	1年 ①7,931円 ②5,871円 ③8,755円 ④6,077円
住宅改修	給付	居宅生活動作補助用具	—	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であつて障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児であつて障害程度等級3級以上のもの（特殊便器への取替えを有する場合は、上肢障害2級以上のもの）	障害者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ただし、介護保険が利用できるものはそちらが優先する。新築・改築は対象外とする。	— 200,000円 上限額に達するまで申請可